

議案第1号

小清水町防災拠点型複合庁舎建設検討委員会設立趣旨

現在の役場庁舎は、昭和37年に完成し、56年が経過しております。平成19年には大規模改修工事を行いました。内外装の改修工事にとどまり、現在の耐震基準を満たしておらず、さらにはコンクリートや鉄筋の腐食が内部で進行し、また、平成2年に増築したプレハブも外壁材の剥がれ、鉄骨の腐食、ゆがみが進行しているのが現状です。

役場庁舎は、多くの住民が日常的に利用しているため建物が安全であることは当然必要であり、また、災害発生時には、対策本部としての業務を行うための重要な拠点となります。

また、平成30年に発生した北海道胆振東部地震の際に炊き出しや充電ステーションとして開放した中央公民館についても、完成から53年が経過しているため老朽化と耐震不足が問題となっております。

そこで、防災拠点である役場庁舎と、避難所である中央公民館の一体化をはかり、さらには賑わいを創出し、町民の憩いの場となるような複合型庁舎の建設に向けた基本計画の策定や建設計画への提言を行うこと目的として、小清水町防災拠点型複合庁舎建設検討委員会を設立します。

小清水町防災拠点型複合庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小清水町防災拠点型複合庁舎の建設整備にあたり必要な調査及び審議を行うため小清水町防災拠点型複合庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 防災拠点型複合庁舎建設の基本計画等の策定に関すること
- (2) その他防災拠点型複合庁舎建設の検討に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次の号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 小清水町議会を代表する者
- (2) 住民及び地域団体等を代表する者
- (3) 産業界を代表する者
- (4) 公共的団体等を代表する者
- (5) 公募による委員
- (6) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの間とする。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。